

平成21年(仮)第11号執行停止申立事件（基本事件・平成21年(仮)第29号一級建築士免許取消処分取消請求事件）

決 定

福岡県春日市春日原東町4丁目64番地408号

申立人	仲盛昭二
同代理人弁護士	安部光一
同	森善基

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方	国英介
同代表者法務大臣	森國通大臣
処分行政庁	国土交通大臣
同 指定代理人	金川一郎
同	本村弘毅
同	山村暁
同	後藤和也
同	山田陽太
同	宮本和也
同	松井康治
同	谷山拓也
同	柳原敬也
同	山口義創
同	竹原靖一
同	佐藤浩元
同	船田一

同 有 田 祐 介
同 石 橋 浩
同 江 隈 幸 春
同 的 場 喜 郎

主 文

- 1 処分行政庁が平成21年6月19日付で申立人に対してした一級建築士の免許を取り消すとの処分の効力は、基本事件の第一審判決の言渡しの日から起算して15日が経過するまでの間停止する。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用はこれを4分し、その1を申立人の負担とし、その余を相手方の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

処分行政庁が平成21年6月19日付で申立人に対してした一級建築士の免許を取り消すとの処分の効力は、基本事件の判決確定まで停止する。

第2 事案の概要

本件申立ては、一級建築士であった申立人が、福岡県内及び佐賀県内に所在する20件の建築物の各構造計算書（以下「本件構造計算書」という。）に記名押印した設計者として、いわゆる差し替えにより、入力データ部分とこれは別の入力データによる出力結果部分を合わせた、一貫性がなく再現性のない、不適切な構造計算書の作成に関与し、一級建築士として不誠実な行為を行ったとの理由で、処分行政庁から一級建築士の免許取消処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、これにより生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとして、本件処分の取消しを求める訴えを基本事件として、基本事件の判決確定まで本件処分の効力を停止することを求めたものである。

1 関連法令

により免許取消処分とされた事例が存在しなかつただけに過ぎず、申立人の主張は理由がない。

ウ よって、本件処分は適法であり、本案について理由がないとみえるときに該当する。

第3 当裁判所の判断

1 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当するか

(1) 裁判所は、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる。そして、裁判所は、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たって、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとされる（行政事件訴訟法25条2項、3項）。

(2) これを本件についてみると、疎明資料によれば、申立人は、平成21年6月末時点で、一級建築士として、16件もの仕掛け物件の設計及び工事監理等に従事しており、その報酬は1億5000万円程度になると見込まれることが一応認められるところ、本件処分により、申立人が仕掛け物件について一級建築士としての業務である設計及び工事監理を行い得なくなると、申立人は得べかりし1億5000万円もの報酬を失い、また、依頼者からの信頼ひいては社会的信用を失い、さらには、申立人が一級建築士としての業務を行い得なくなることにより関係者に生じる損害の賠償責任を追及されるおそれがある（可及的速やかに他の適当な一級建築士に依頼して業務を引き継いだとしても、業務の遅延等による損害を全く生じさせないことは困難であると考えられる。）。申立人が被るこれらの損害を、事後的な金銭賠償により完全に補填することは、極めて困難である。

(3) 以上に述べたところによれば、本件処分の執行によって、申立人に、「重大な損害」が生ずるものと認められ、これを避けるため、本件処分の効力を

停止する「緊急の必要」があるといえる。

2 「本案について理由がないとみえるとき」に該当するか

(1) 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない（行政事件訴訟法25条4項）。

(2) これを本件についてみると、申立人は、本件構造計算書作成当時、設計者及び行政側のいずれも、構造計算書に一貫性がなければならないという認識はなかったうえに、本件構造計算書の一貫性が失われた理由は、本件構造計算書に係る建築物の設計内容に変更があったときに、変更後の入力データによる出力結果部分のみを差し替え、変更前の入力データ部分を変更後の入力データと差し替えていなかつたために過ぎない旨主張している。

現時点においては、申立人の上記主張に沿う疎明資料が存在する反面、これに反する疎明資料は存在しない。仮に申立人の主張する事実が認められるとすれば、申立人の行為がそもそも不誠実行為に当たらない可能性や、また、仮に不誠実行為に当たるとしても、申立人の主張する事実が処分基準のランクを軽減すべき個別事情に当たり、本件処分が裁量権の逸脱により違法となる可能性も否定できない。そうすると、上記事実の有無について未解明である現時点において、本案について理由がないとみえるとは断じ難い。

よって、「本案について理由がないとみえるとき」には該当しないというべきである。

(3) なお、執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれについての主張及び疎明はない。

3 申立人は、本件処分の効力を基本事件の判決が確定するまで停止することを求めている。

しかしながら、当裁判所が現時点において、基本事件の第一審判決の言渡し後においても、本案について理由がないとみえるときに該当しないものと判断

することは困難であるといわざるを得ない。そうすると、基本事件の第一審判決の言渡し後に、執行停止の許否を改めて判断するのが相当である。

したがって、現時点においては、第一審判決の検討に要する期間も考慮し、第一審判決の言渡しの日から 15 日が経過するまでの間に限り、本件処分の効力を停止すべきである。

4 以上に述べたところによれば、本件申立ては主文第 1 項掲記の限度で理由があるから認容し、その余の部分は理由がないから却下することとして、主文のとおり決定する。

平成 21 年 9 月 7 日

福岡地方裁判所第 6 民事部

裁判長裁判官 太田 雅也

裁判官 澤田 正彦

裁判官 西麻里子